

中小企業の優遇税制

大企業に比べ、中小企業が政策的に優遇されているおもな税制は、つぎのとおりです。

1. 中小企業者の優遇税制：

中小企業者とは、(1)または(2)の法人です。

(1) 資本金または出資の金額（以下「資本金」という。）が1億円以下の法人のうち、発行済株式総数または出資金額の1/2以上が同一の大規模法人、もしくは2/3以上が複数の大規模法人に所有されていない法人

(2) 資本金を有しない法人で常勤従業員数が1,000人以下

\* 大規模法人： または の法人

資本金1億円超

資本金を有しない法人で常勤従業員数が1,000人超

1) 資産の取得に伴うもの

取得資産	取りあつかい	期 間
30万円未満の減価償却資産	即時損金算入	03年4月～06年3月取得
1台160万円以上の機械装置 1台または同種合計100万円以上のつぎの器具備品： パソコン、ビデ、FAX、デジタル交換機・電話機、電子・マイクロファイル設備、冷暖房機、ICカード利用設備	特別償却 30% または 特別控除 7%	～04年3月取得

2) 設立後5年間の欠損金の繰戻還付

3) 試験研究費の税額控除 支出試験研究費 × 15%

(03年1/1～06年3/31 開始事業年度。02年12/31開始事業年度までは10%)

2. 資本金1億円以下の法人の優遇税制

項 目	取りあつかい	適用期間その他
法人税の軽減税率	課税所得 年800万円以下、税率22%	(一般税率30%)
同族会社の留保金課税	自己資本比率50%以下の場合、停止	03年4/1～06年3/31 開始事業年度
受取剰当益金不算入	連結・関係株式等以外の株式の益金不算入割合	70/100 ～03年3/31開始事業年度
		60/100 03年4/1～04年3/31 開始事業年度
退職給与引当金	制度廃止による取り崩し期間 10年	(大法人は4年)
交際費課税	定額控除額400万円、損金不算入割合 10%	03年4/1～06年3/31 開始事業年度
貸倒引当金	法定繰入率	(大法人はなし)

お見逃しなく！

1. 資本金1億円以下の法人には、04年4/1開始事業年度以後の外形標準課税は適用されません。

2. 国税庁の01年度の統計によりますと、全国255万社中、資本金が1億円未満の会社は251万社(98.4%)となっています。